

横浜市特別職職員議員報酬等審議会
資料

令和8年1月20日

横浜市

目次

審議会あて意見聴取依頼文（写）	1
関係条例等	2
横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例	2
横浜市特別職職員議員報酬等審議会運営要領	3
地方自治法（抜粋）	5
横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例	6
横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	8
本市の給与改定の状況について	9
「令和7年給与に関する報告及び勧告の概要」	9
特別職職員の給料・議員報酬月額の経過及び累積改定率の推移	11
他都市等比較	12
政令指定都市等の市長の給料等の額	12
政令指定都市等の副市長の給料等の額	13
政令指定都市等の議会議員の議員報酬の額	14
政令指定都市の市長の給料等の年額（制度値）	15
政令指定都市の副市長の給料等の年額（制度値）	16
政令指定都市の議会議員の給料等の年額（制度値）	17
政令指定都市等の市長等の給与の推移	18
政令指定都市等の議員の報酬の推移	19
政令指定都市等の面積・人口・世帯数・議員定数	20
本市の状況	21
横浜市の長期財政推計（R7.12 更新版）より収支差推計	21

総 労 第 2149 号

令和 8 年 1 月 20 日

横浜市特別職職員議員報酬等審議会会長 様

横浜市長 山中 竹春



本市の市会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長の給料の額について（意見聴取）

本市の市会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長の給料の額について、横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例第 2 条の 2 の規定によりご意見等を賜りたく、お願い申し上げます。

○横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例

昭和 43 年 3 月 14 日
条例第 2 号

(設置)

第 1 条 議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額(以下「議員報酬等の額」という。)について審議するため、市長の附属機関として、横浜市特別職職員議員報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第 2 条 市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第 2 条の 2 市長は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 26 条の規定による横浜市人事委員会の給与に関する勧告に基づき給料表の改定がなされる場合には、議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、その委員は学識経験のある者、横浜市の区域内の公共的団体等を代表する者その他住民のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。
2 会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、市長が招集する。
2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

(以下、省略)

○横浜市特別職職員議員報酬等審議会運営要領

制定 昭和52年12月16日

改正 令和7年1月6日

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例（昭和43年条例第2号、以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、横浜市特別職職員議員報酬等審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(継続する会議の招集)

第2条 条例第6条に基づく審議会の招集がなされ、会議を継続して開催する場合は、会長がこれを招集する。

2 前項に定める継続の会議の開催事務手続は、会長の指示に基づき総務局長が行うものとする。

(審議会の開催要請)

第3条 会長は、審議会の開催を必要と認めるときは、市長に条例第6条の審議会の招集を求めることができる。

(会議の傍聴等)

第4条 審議会を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10人以内とする。

2 審議会の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

3 前項の傍聴券は、審議会当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第5条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が審議会の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(報道機関の傍聴)

第6条 報道機関については、傍聴定員外とし、会長の指示に従い傍聴できるものとする。

2 報道機関は、写真等の撮影は委員会の冒頭とし、審議会における発言の録音をしてはならない。ただし、審議会における発言の録音について、会長が許可した場合は、この限りではない。

(会場からの退去)

第7条 会長は、傍聴者が審議会の進行を妨害する等、審議会の運営に支障となる行為

をするとき、当該傍聴者に審議会の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

附 則

この要領は、昭和52年12月16日から実施する。

附 則（平成20年9月4日行職第2158号）

この要領は、平成20年9月4日から実施する。

附 則（平成22年3月31日行労第1335号）

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（令和2年1月17日総労第1560号）

この要領は、令和2年1月17日から実施する。

附 則（令和7年1月6日総労第22929号）

この要領は、令和7年1月6日から実施する。

地方自治法（抜粋）

第8章 給与その他の給付

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例

昭和31年8月28日
条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により、市長、副市長、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）、常勤の監査委員、公営企業管理者、固定資産評価員及び横浜市特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成26年2月横浜市条例第4号）第2条の市長の秘書の職にある者（以下「秘書」という。）に対する給料及び手当の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(市長等の給料及び手当)

第2条 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び秘書（以下「市長等」という。）に対しては、給料、期末手当及び退職手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、教育長及び秘書に対しては、通勤手当を支給する。

第3条 市長及び副市長の給料の額は、次のとおりとする。

市長 月額 1,599,000円

副市長 月額 1,285,000円

2 教育長の給料の額は、月額940,000円とする。

3 常勤の監査委員の給料の額は、月額908,000円とする。

4 秘書の給料の額は、月額477,000円とする。

(給料の支給方法)

第4条 新たに市長等となった者には、その日から給料を支給する。ただし、横浜市に勤務する者が退職、免職、罷免その他により、その職を失った日に市長等となったときは、その翌日から給料を支給する。

第5条 市長等が退職、免職、罷免その他により、その職を失ったときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。

第6条 前2条の規定により給料を支給する場合において、月の初日から支給する以外るとき、または月の末日まで支給する以外るときは、その月の現日数から日曜日を差し引いた日数に基づき、日割によって計算する。

第7条 市長等の給料の支給日は、一般職職員の例による。

第7条の2 前4条に定めるもののほか、市長等の給料の支給方法については、一般職職員の例による。

(期末手当)

第8条市長等で6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。

これらの日前1月以内に、任期が満限に達し、失職し、退職し、又は死亡した者（当該これらの日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額及びその支給方法について必要な事項は、別に条例で定める。

(以下略)

○横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和 31 年 8 月 28 日

条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条第 4 項の規定により、市会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議長、副議長、常任委員会等の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

議 長 月額 1,179,000 円

副議長 月額 1,061,000 円

委員長 月額 983,000 円

副委員長 月額 973,000 円

議 員 月額 953,000 円

(支給方法)

第 3 条 議員報酬は、毎月これを支給する。

2 前項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例(昭和 31 年 8 月横浜市条例第 25 号)

第 4 条から第 6 条まで及び第 7 条の 2 の規定を準用する。

(期末手当)

第 4 条 議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する者に対しては、期末手当を支給する。これらの日前 1 月以内に、任期が満限に達し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は市会の解散により任期が終了した者(当該これらの日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額及びその支給方法について必要な事項は、別に条例で定める。

(以下略)

令和7年給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告・報告の特徴

月例給、特別給（ボーナス）ともにプラス改定（4年連続の増額勧告）

- ・民間給与との較差13,469円（3.33%）を埋めるため、給料表を改定
（民間給与との較差が3%を超えるのは、平成3年以来34年ぶり）
- ・特別給（ボーナス）の年間の支給割合を0.05月分引上げ（年間4.60月→4.65月）

※ 給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直し

給与制度のアップデートの実施（令和8年度実施）

- ・職務・職責をより重視した給与体系とするため、給料表を改定

1 公民比較

人事院における官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、国と同様の課題を考慮し、公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直した。

(1) 月例給 ※令和7年4月分給与を比較

民間給与	職員給与	公民較差
418,549円	405,080円	13,469円（3.33%）

※ 企業規模50人以上で集計した場合の民間給与は417,977円であり、公民較差は12,897円（3.18%）である。

(2) 特別給（ボーナス） ※昨年8月から本年7月までに支給された特別給を比較

民間の年間支給割合	本市の支給月数	民間との差
4.67月	4.60月	0.07月

2 公民較差に基づく給与勧告・報告の主な内容

(1) 月例給の改定内容

- ・給料表を改定すること。
- ・行政事務の職に採用される新規学卒者に対して適用する初任給は、国等の水準を考慮して、大学卒、短大卒及び高校卒は、いずれも12,000円引き上げる。
- ・若年層を中心におおむね30歳台までの職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給で引上げ改定を行う。

[初任給の引上げ額(大卒) 消防職員：13,300円、教員：13,800円]

(2) 特別給の改定内容

- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、4.65月とすること。
- ・引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に、0.025月分ずつ均等に配分すること。

区分		6月期 支給月数	12月期 支給月数	年間 支給月数
現行	期末手当	1.275 (1.075)	1.275 (1.075)	4.60 (4.60)
	勤勉手当	1.025 (1.225)	1.025 (1.225)	
令和7年度	期末手当	1.275 (1.075) 支給済	1.300 (1.100)	4.65 (4.65)
	勤勉手当	1.025 (1.225) 支給済	1.050 (1.250)	
令和8年度	期末手当	1.2875 (1.0875)	1.2875 (1.0875)	4.65 (4.65)
	勤勉手当	1.0375 (1.2375)	1.0375 (1.2375)	

※ () 内は、管理職員の支給割合(月数)である。

(3) 実施時期

月例給の改定：令和7年4月1日から実施

特別給の改定：この勧告を実施するための条例の公布の日から実施

3 その他の給与勧告・報告の主な内容

(1) 教育職員の給与等に関する法改正について

令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」による教職調整額の引上げに伴い、教育職員給料表の4級以上（校長及び教頭の職務の級）の給料月額についても引き上げるため、所要の調整を行う必要がある。

(2) 給与制度のアップデートに関する考え方について

国における給与制度のアップデートの実施状況等を踏まえ、本市においても職務・職責をより重視した給与体系とするため、給料表を改定すること。【令和8年4月1日から実施】

- ・行政職員給料表では、1級（職員Ⅰ）、3級（職員Ⅲ）から6級（課長級）まで職務給間の給料月額の重なるの縮小・解消のため、初号付近の号給の削除及び繰上げ等を行う。
- ・行政職員給料表の7級（部長級）以上は、号給を大きくくり化し、簡素な号給構成に改定を行う。
- ・消防職員給料表及び医療職員給料表については、行政職員に準じた改定等を行う。
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、国との均衡を考慮し改定を行う。

(3) 諸手当の見直しについて

国等における改定状況及び本市の実情を踏まえ、扶養手当・通勤手当・管理職手当の見直しについて検討を行う必要がある。

4 人事給与制度等に関する報告（意見）の内容

本年の特徴

多様な職員が活躍できる環境を整え、やりがいを感じ、働き続けたいと思える魅力的な環境を創出することで、有為な人材の確保につながる好循環を生み出すための取組の方向性を報告

【言及項目】

- (1) 人材の確保及び育成（人材の確保、人材の育成・人事評価）
- (2) 柔軟な働き方及び仕事と生活の両立（柔軟な働き方の推進、両立支援制度のフォロー側への配慮）
- (3) 多様な人材の活躍（女性職員の活躍推進、障害のある職員の活躍推進、会計年度任用職員の活躍推進）
- (4) 健康経営とハラスメントの防止（長時間労働の是正、職員の心身の健康の確保、ハラスメントの防止）

【参考1】勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の平均年収額

現行	改定後	増減	平均年齢
665万7千円	690万1千円	24万4千円	41.1歳

（令和7年4月から令和8年3月までの年収額）

<影響額>行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約80億3千万円 [32,930人]

【参考2】給与勧告・報告の状況

	月例給 公民較差		特別給（ボーナス）		平均年間給与 増減額（行政職員）
			年間支給月数	対前年比増減	
平成3年	12,521円	(3.65%)	5.45月	0.10月	—
	?				
令和2年	※ △ 140円	(△0.04%)	4.45月	△0.05月	△1万9千円
3年	※ △ 62円	(△0.02%)	4.30月	△0.15月	△5万6千円
4年	866円	(0.22%)	4.40月	0.10月	5万1千円
5年	4,027円	(1.04%)	4.50月	0.10月	10万5千円
6年	10,866円	(2.76%)	4.60月	0.10月	21万8千円
7年	13,469円	(3.33%)	4.65月	0.05月	24万4千円

※ 令和2年及び令和3年は月例給の改定なし

○特別職職員の給料・議員報酬月額経過

	H7. 12. 1～	H20. 4. 1～	H21. 4. 1～	H23. 4. 1～	H28. 4. 1～	
市長	1,480,000	1,466,500	1,453,000	1,428,000 (▲25,000)	1,599,000	※地域手当 ▲171,360
副市長	1,190,000	1,179,000	1,168,000	1,148,000 (▲20,000)	1,285,000	※地域手当 ▲137,760
議長	1,200,000	-	-	1,179,000 (▲21,000)	-	
副議長	1,080,000	-	-	1,061,000 (▲19,000)	-	
委員長	1,000,000	-	-	983,000 (▲17,000)	-	
副委員長	990,000	-	-	973,000 (▲17,000)	-	
議員	970,000	-	-	953,000 (▲17,000)	-	

○累積改定率の推移

年度	市長の 給料月額	審議会 審議結果 (報告日)	8級職員 給与改定 率	8級職員 累積改定 率	市長給料 の改定 試算額	一般職全 体の給与 改定率	一般職全 体の累積 改定率	市長給料 の改定 試算額
H22年度	1,627,360 (地域手当込み)	引下げ (H23. 2. 2)				▲0.80%	▲1.67%	▲24,265
H23年度	1,599,360 (地域手当込み)	据え置き (H24. 3. 2)	▲0.88%	▲0.88%	▲12,566	▲0.76%	▲0.76%	▲10,853
H24年度	1,599,360 (地域手当込み)	(開催せず)	—	▲0.88%	▲12,566	▲0.08%	▲0.84%	▲11,987
H25年度	1,599,360 (地域手当込み)	(開催せず)	—	▲0.88%	▲12,566	—	▲0.84%	▲11,987
H26年度	1,599,360 (地域手当込み)	(開催せず)	0.23%	▲0.65%	▲9,311	0.23%	▲0.61%	▲8,730
H27年度	1,599,360 (地域手当込み)	①据置き ②地域手当廃止 (H28. 1. 25)	0.27%	▲0.38%	▲5,480	0.27%	▲0.34%	▲4,898
H28年度	1,599,000	(開催せず)	—	▲0.38%	▲6,137	0.12%	▲0.22%	▲3,572
H29年度	1,599,000	(開催せず)	—	▲0.38%	▲6,137	0.02%	▲0.20%	▲3,253
H30年度	1,599,000	据置き (H31. 1. 23)	0.05%	▲0.33%	▲5,340	0.16%	▲0.04%	▲700
R元年度	1,599,000	据置き (R2. 1. 21)	—	▲0.33%	▲5,340	0.07%	0.03%	419
R2年度	1,599,000	(開催せず)	—	▲0.33%	▲5,340	—	0.03%	419
R3年度	1,599,000	(開催せず)	—	▲0.33%	▲5,340	—	0.03%	419
R4年度	1,599,000	据置き (R5. 1. 17)	—	▲0.33%	▲5,340	0.22%	0.25%	3,938
R5年度	1,599,000	据置き (R6. 1. 16)	0.09%	▲0.24%	▲3,906	1.04%	1.29%	20,608
R6年度	1,599,000	据置き (R7. 1. 20)	1.05%	0.80%	12,842	2.76%	4.08%	65,310
R7年度	1,599,000		2.20%	3.02%	48,303	3.33%	7.55%	120,731

○政令指定都市等の市長の給料等の額（令和7年12月現在）

【制度値】

（単位：円）

団体名	給料月額	地域手当支給割合	給与月額 (給料+地域手当)	順位
札幌市	1,280,000	4%	1,331,200	11
仙台市	1,310,000	3%	1,349,300	9
新潟市	1,174,000	0%	1,174,000	20
さいたま市	1,229,000	15%	1,413,350	6
千葉市	1,317,000	0%	1,317,000	13
川崎市	1,216,000	16%	1,410,560	7
横浜市	1,599,000	0%	1,599,000	3
相模原市	1,181,000	12%	1,322,720	12
静岡市	1,250,000	0%	1,250,000	17
浜松市	1,306,000	0%	1,306,000	15
名古屋市	1,467,000	15%	1,687,050	1
京都市	1,410,000	0%	1,410,000	8
大阪市	1,669,000	0%	1,669,000	2
堺市	1,190,000	10%	1,309,000	14
神戸市	1,410,000	12%	1,579,200	4
岡山市	1,160,000	3%	1,194,800	19
広島市	1,310,000	3%	1,349,300	9
北九州市	1,230,000	3%	1,266,900	16
福岡市	1,300,000	10%	1,430,000	5
熊本市	1,207,000	0%	1,207,000	18

【参考】実績値（カット後）

（単位：円）

給料月額	地域手当支給割合	給与月額 (給料+地域手当)	順位
1,280,000	4%	1,331,200	8
1,310,000	3%	1,349,300	6
1,174,000	0%	1,174,000	16
1,229,000	15%	1,413,350	3
1,317,000	0%	1,317,000	10
1,216,000	16%	1,410,560	4
1,599,000	0%	1,599,000	1
1,181,000	12%	1,322,720	9
1,250,000	0%	1,250,000	13
1,306,000	0%	1,306,000	11
500,000	0%	500,000	20
1,410,000	0%	1,410,000	5
1,001,400	0%	1,001,400	18
833,000	10%	916,300	19
1,128,000	12%	1,263,360	12
1,160,000	3%	1,194,800	15
1,310,000	3%	1,349,300	6
1,107,000	3%	1,140,210	17
1,300,000	10%	1,430,000	2
1,207,000	0%	1,207,000	14

東京都	1,476,000	20%	1,771,200	-
神奈川県	1,450,000	12.45%	1,630,525	-

738,000	20%	885,600	-
1,450,000	12.45%	1,630,525	-

○政令指定都市等の副市長の給料等の額（令和7年12月現在）

【制度値】

（単位:円）

団体名	給料月額	地域手当支給割合	給与月額 (給料+地域手当)	順位
札幌市	1,030,000	4%	1,071,200	11
仙台市	1,020,000	3%	1,050,600	13
新潟市	948,000	0%	948,000	18
さいたま市	966,000	15%	1,110,900	7
千葉市	1,064,000	0%	1,064,000	12
川崎市	962,000	16%	1,115,920	6
横浜市	1,285,000	0%	1,285,000	1
相模原市	926,000	12%	1,037,120	14
静岡市	940,000	0%	940,000	20
浜松市	949,000	0%	949,000	17
名古屋市	1,052,000	15%	1,209,800	3
京都市	1,120,000	0%	1,120,000	5
大阪市	1,096,000	0%	1,096,000	8
堺市	990,000	10%	1,089,000	9
神戸市	1,110,000	12%	1,243,200	2
岡山市	920,000	3%	947,600	19
広島市	1,050,000	3%	1,081,500	10
北九州市	980,000	3%	1,009,400	15
福岡市	1,040,000	10%	1,144,000	4
熊本市	960,000	0%	960,000	16
東京都	1,205,000	20%	1,446,000	-
神奈川県	1,160,000	12.45%	1,304,420	-

【参考】実績値（カット後）

（単位:円）

給料月額	地域手当支給割合	給与月額 (給料+地域手当)	順位
1,030,000	4%	1,071,200	8
1,020,000	3%	1,050,600	11
948,000	0%	948,000	16
966,000	15%	1,110,900	6
1,064,000	0%	1,064,000	9
962,000	16%	1,115,920	5
1,285,000	0%	1,285,000	1
926,000	12%	1,037,120	12
940,000	0%	940,000	19
949,000	0%	949,000	15
1,052,000	15%	1,209,800	2
1,120,000	0%	1,120,000	4
942,560	0%	942,560	18
841,000	10%	925,100	20
943,500	12%	1,056,720	10
920,000	3%	947,600	17
1,050,000	3%	1,081,500	7
931,000	3%	958,930	14
1,040,000	10%	1,144,000	3
960,000	0%	960,000	13
1,205,000	20%	1,446,000	-
1,160,000	12.45%	1,304,420	-

○政令指定都市等の議員の報酬額

(令和7年12月現在)

団体名	議長		副議長		議員	
	報酬月額(円)	順位	報酬月額(円)	順位	報酬月額(円)	順位
札幌市	1,040,000 (1,040,000)	10 (7)	950,000 (950,000)	8 (4)	860,000 (860,000)	8 (4)
仙台市	1,020,000 (1,020,000)	11 (8)	910,000 (910,000)	11 (8)	840,000 (840,000)	11 (8)
新潟市	786,000 (786,000)	20 (20)	707,000 (707,000)	20 (20)	659,000 (659,000)	20 (20)
さいたま市	992,000 (992,000)	12 (10)	886,000 (886,000)	12 (10)	819,000 (819,000)	12 (9)
千葉市	930,000 (930,000)	14 (13)	840,000 (840,000)	14 (13)	770,000 (770,000)	14 (13)
川崎市	1,043,000 (1,043,000)	9 (5)	932,000 (932,000)	9 (5)	841,000 (841,000)	10 (7)
横浜市	1,179,000 (1,179,000)	2 (1)	1,061,000 (1,061,000)	2 (1)	953,000 (953,000)	3 (1)
相模原市	830,000 (830,000)	17 (17)	746,000 (746,000)	17 (17)	682,000 (682,000)	17 (17)
静岡市	824,000 (824,000)	18 (18)	735,000 (735,000)	18 (18)	663,000 (663,000)	18 (18)
浜松市	821,000 (821,000)	19 (19)	733,000 (733,000)	19 (19)	663,000 (663,000)	18 (18)
名古屋市	1,225,000 (1,041,250)	1 (6)	1,078,000 (916,300)	1 (7)	990,000 (841,500)	1 (6)
京都市	1,120,000 (896,000)	4 (14)	1,030,000 (824,000)	4 (14)	960,000 (768,000)	2 (14)
大阪市	1,080,000 (950,000)	6 (11)	960,000 (844,000)	7 (12)	880,000 (774,000)	5 (12)
堺市	950,000 (950,000)	13 (11)	850,000 (850,000)	13 (11)	780,000 (780,000)	13 (11)
神戸市	1,140,000 (1,140,000)	3 (2)	1,040,000 (1,040,000)	3 (2)	930,000 (930,000)	4 (2)
岡山市	850,000 (850,000)	15 (15)	770,000 (770,000)	15 (15)	710,000 (710,000)	15 (15)
広島市	1,060,000 (1,060,000)	7 (3)	930,000 (930,000)	10 (6)	860,000 (860,000)	8 (4)
北九州市	1,090,000 (1,002,800)	5 (9)	980,000 (901,600)	5 (9)	880,000 (809,600)	5 (10)
福岡市	1,060,000 (1,060,000)	7 (3)	970,000 (970,000)	6 (3)	880,000 (880,000)	5 (3)
熊本市	831,000 (831,000)	16 (16)	757,000 (757,000)	16 (16)	686,000 (686,000)	16 (16)
東京都	1,288,000 (1,288,000)	-	1,162,000 (1,162,000)	-	1,036,000 (1,036,000)	-
神奈川県	1,200,000 (1,200,000)	-	1,080,000 (1,080,000)	-	970,000 (970,000)	-

注1 括弧内の金額及び順位は、カット後の額及び順位(実績値)

- 2 横浜市、堺市、神戸市及び東京都は議員のうち委員長及び副委員長について、別途、議員報酬を設定している。

政令指定都市の市長の給料等の状況（制度値）

令和7年12月現在

都市名	給料＋地域手当		期末手当			年額ベース	
	制度値	順位	年間支給額	順位	支給月数	年収	順位
札幌市	1,331,200	11	6,711,040	14	3.50	22,685,440	12
仙台市	1,349,300	9	6,813,310	12	3.50	23,004,910	11
新潟市	1,174,000	20	4,367,280	20	3.10	18,455,280	20
さいたま市	1,413,350	6	7,011,445	8	3.50	23,971,645	7
千葉市	1,317,000	13	7,348,860	6	4.65	23,152,860	10
川崎市	1,410,560	7	6,988,352	9	3.50	23,915,072	8
横浜市	1,599,000	3	8,922,420	1	4.65	28,110,420	3
相模原市	1,322,720	12	6,494,673	16	3.45	22,367,313	14
静岡市	1,250,000	17	6,900,000	11	4.60	21,900,000	16
浜松市	1,306,000	15	6,445,110	17	4.935	22,117,110	15
名古屋市	1,687,050	1	8,369,235	3	3.50	28,613,835	1
京都市	1,410,000	8	7,155,750	7	3.50	24,075,750	6
大阪市	1,669,000	2	8,211,480	4	4.10	28,239,480	2
堺市	1,309,000	14	6,754,440	13	4.30	22,462,440	13
神戸市	1,579,200	4	8,717,184	2	4.60	27,667,584	4
岡山市	1,194,800	19	6,666,984	15	4.65	21,004,584	18
広島市	1,349,300	9	7,529,094	5	4.65	23,720,694	9
北九州市	1,266,900	16	6,199,754	18	3.45	21,402,554	17
福岡市	1,430,000	5	6,939,400	10	3.40	24,099,400	5
熊本市	1,207,000	18	5,069,400	19	3.50	19,553,400	19
平均	1,378,769	—	6,980,761	—		23,525,989	—
東京都	1,771,200	—	9,229,428	—	3.70	30,483,828	—
神奈川県	1,630,525	—	7,863,205	—	3.50	27,429,505	—

政令指定都市の副市長の給料等の状況（制度値）

令和7年12月現在

都市名	給料＋地域手当		期末手当			年額ベース	
	制度値	順位	年間支給額	順位	支給月数	年収	順位
札幌市	1,071,200	11	5,400,290	11	3.50	18,254,690	12
仙台市	1,050,600	13	5,305,020	13	3.50	17,912,220	13
新潟市	948,000	18	3,526,560	20	3.10	14,902,560	20
さいたま市	1,110,900	7	5,511,030	10	3.50	18,841,830	8
千葉市	1,064,000	12	5,937,120	5	4.65	18,705,120	9
川崎市	1,115,920	6	5,528,614	9	3.50	18,919,654	7
横浜市	1,285,000	1	7,170,300	1	4.65	22,590,300	1
相模原市	1,037,120	14	5,092,352	16	3.45	17,537,792	14
静岡市	940,000	20	5,188,800	15	4.60	16,468,800	17
浜松市	949,000	17	4,683,315	18	4.935	16,071,315	18
名古屋市	1,209,800	3	6,001,660	4	3.50	20,519,260	3
京都市	1,120,000	5	5,684,000	6	3.50	19,124,000	5
大阪市	1,096,000	8	5,392,320	12	4.10	18,544,320	11
堺市	1,089,000	9	5,619,240	7	4.30	18,687,240	10
神戸市	1,243,200	2	6,862,464	2	4.60	21,780,864	2
岡山市	947,600	19	5,287,608	14	4.65	16,658,808	16
広島市	1,081,500	10	6,034,770	3	4.65	19,012,770	6
北九州市	1,009,400	15	4,939,641	17	3.45	17,052,441	15
福岡市	1,144,000	4	5,551,520	8	3.40	19,279,520	4
熊本市	960,000	16	4,032,000	19	3.50	15,552,000	19
平均	1,073,612	—	5,437,431	—		18,320,775	—
東京都	1,446,000	—	7,534,865	—	3.70	24,886,865	—
神奈川県	1,304,420	—	6,290,564	—	3.50	21,943,604	—

政令指定都市の議長・副議長・議員の給料等の状況（制度値）

令和7年12月現在

都市名	議長							副議長							議員						
	報酬月額		期末手当			年収		報酬月額		期末手当			年収		報酬月額		期末手当			年収	
	制度値	順位	年間支給額	順位	支給月数	額	順位	制度値	順位	年間支給額	順位	支給月数	額	順位	制度値	順位	年間支給額	順位	支給月数	額	順位
札幌市	1,040,000	10	5,278,000	8	3.50	17,758,000	10	950,000	8	4,821,250	6	3.50	16,221,250	8	860,000	8	4,364,500	6	3.50	14,684,500	9
仙台市	1,020,000	11	5,176,500	11	3.50	17,416,500	11	910,000	11	4,618,250	11	3.50	15,538,250	11	840,000	11	4,263,000	11	3.50	14,343,000	11
新潟市	786,000	20	2,923,920	20	3.10	12,355,920	20	707,000	20	2,630,040	20	3.10	11,114,040	20	659,000	20	2,451,480	20	3.10	10,359,480	20
さいたま市	992,000	12	5,034,400	13	3.50	16,938,400	12	886,000	12	4,496,450	13	3.50	15,128,450	12	819,000	12	4,156,425	13	3.50	13,984,425	12
千葉市	930,000	14	5,189,400	10	4.65	16,349,400	13	840,000	14	4,687,200	10	4.65	14,767,200	13	770,000	14	4,296,600	9	4.65	13,536,600	13
川崎市	1,043,000	9	5,293,225	7	3.50	17,809,225	9	932,000	9	4,729,900	9	3.50	15,913,900	10	841,000	10	4,268,075	10	3.50	14,360,075	10
横浜市	1,179,000	2	6,578,820	1	4.65	20,726,820	1	1,061,000	2	5,920,380	1	4.65	18,652,380	1	953,000	3	5,317,740	1	4.65	16,753,740	1
相模原市	830,000	17	4,152,075	17	3.45	14,112,075	17	746,000	17	3,731,865	17	3.45	12,683,865	17	682,000	17	3,411,705	17	3.45	11,595,705	17
静岡市	824,000	18	4,548,480	16	4.60	14,436,480	16	735,000	18	4,057,200	16	4.60	12,877,200	16	663,000	18	3,659,760	16	4.60	11,615,760	16
浜松市	821,000	19	4,051,635	18	4.935	13,903,635	18	733,000	19	3,617,355	18	4.935	12,413,355	18	663,000	18	3,271,905	18	4.935	11,227,905	18
名古屋市	1,225,000	1	5,506,375	5	3.10	20,206,375	2	1,078,000	1	4,845,610	5	3.10	17,781,610	3	990,000	1	4,450,050	5	3.10	16,330,050	3
京都市	1,120,000	4	5,684,000	4	3.50	19,124,000	4	1,030,000	4	5,227,250	3	3.50	17,587,250	4	960,000	2	4,872,000	3	3.50	16,392,000	2
大阪市	1,080,000	6	5,119,200	12	3.95	18,079,200	7	960,000	7	4,550,400	12	3.95	16,070,400	9	880,000	5	4,171,200	12	3.95	14,731,200	8
堺市	950,000	13	4,902,000	14	4.30	16,302,000	14	850,000	4	4,386,000	14	4.30	14,586,000	14	780,000	13	4,024,800	14	4.30	13,384,800	14
神戸市	1,140,000	3	6,292,800	2	4.60	19,972,800	3	1,040,000	3	5,740,800	2	4.60	18,220,800	2	930,000	4	5,133,600	2	4.60	16,293,600	4
岡山市	850,000	15	4,743,000	15	4.65	14,943,000	15	770,000	15	4,296,600	15	4.65	13,536,600	15	710,000	15	3,961,800	15	4.65	12,481,800	15
広島市	1,060,000	7	5,914,800	3	4.65	18,634,800	5	930,000	10	5,189,400	4	4.65	16,349,400	7	860,000	8	4,798,800	4	4.65	15,118,800	5
北九州市	1,090,000	5	5,358,713	6	3.45	18,438,713	6	980,000	5	4,817,925	7	3.45	16,577,925	5	880,000	5	4,326,300	8	3.45	14,886,300	7
福岡市	1,060,000	7	5,225,800	9	3.40	17,945,800	8	970,000	6	4,782,100	8	3.40	16,422,100	6	880,000	5	4,338,400	7	3.40	14,898,400	6
熊本市	831,000	16	3,490,200	19	3.50	13,462,200	19	757,000	16	3,179,400	19	3.50	12,263,400	19	686,000	16	2,881,200	19	3.50	11,113,200	19
平均	993,550	—	5,023,167	—	—	16,945,767	—	—	—	4,516,269	—	—	15,235,269	—	815,300	—	4,120,967	—	—	13,904,567	—

東京都	1,288,000	—	6,910,120	—	3.70	22,366,120	—	1,162,000	—	6,234,130	—	3.70	20,178,130	—	1,036,000	—	5,558,140	—	3.70	17,990,140	—
神奈川県	1,200,000	—	6,696,000	—	4.65	21,096,000	—	1,080,000	—	6,026,400	—	4.65	18,986,400	—	970,000	—	5,412,600	—	4.65	17,052,600	—

各都市特別職職員給料改定状況（市長等給料月額）

都市名	改定の経過																																	
	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年			
横浜市	148万 ○ 12月1日													146.65万 ○※ 4月1日	145.3万 ○※ 4月1日		142.8万 ○ 4月1日					159.9万 ●☆ 4月1日												
札幌市	128万 ● H4.12																																	
仙台市		133万 ○ 10月1日										131万 ● 4月1日																						
新潟市												116.3万 ○ 4月1日											116.7万 ○ 4月1日							117.4万 ● 4月1日				
さいたま市							114.6万 ○ 5月1日			131万 ○ 7月1日				124.3万 ○ 1月1日									121万 ○ 4月1日							122.9万 ● 4月1日				
千葉市		125万 ○ 1月1日										119万 ○※ 7月1日										130万 ○☆ 7月1日							131.7万 ● 4月1日					
川崎市			133万 ○ 1月1日										125万 ○※ 4月1日										120万 ○※ 4月1日							121.6万 ● 4月1日				
相模原市			114.2万 ○ 4月1日																												118.1万 ● 4月1日			
静岡市												116万 ○ 4月1日		125万 ●☆ 4月1日																				
浜松市														127.7万 ○ 4月1日																		130.6万 ● 12月1日		
名古屋市			154万 ○ 7月1日										149.4万 ○ 4月1日	146.7万 ● 4月1日																				
京都市		139万 ○ 7月1日																													141万 ●※ 4月1日			
大阪市		155万 ○ 9月1日											150万 ○ 1月1日				142万 ○ 1月1日						166.9万 ●☆ 12月19日											
堺市			119万 ● 4月1日																															
神戸市	141万 ● H4.5																																	
岡山市			124万 ○ 4月1日												116万 ● 8月1日																			
広島市		131万 ● 1月1日																																
北九州市	134万 ○ H6.4																						123万 ● 11月1日											
福岡市	135万 ○ H6.4														130万 ●※ 4月1日																			
熊本市																																		
東京都	161万 ○ 1月1日	164万 ○ 4月1日									162万 ○ 4月1日	158.5万 ○ 4月1日	157.1万 ○※ 3月15日	155.1万 ○※ 4月1日	153.1万 ○※ 4月1日	151.1万 ○※ 4月1日	149.4万 ○ 4月1日	148.6万 ○ 4月1日	148.1万 ○ 4月1日	147.8万 ○ 4月1日	145.5万 ○※ 4月1日	145.6万 ○ 4月1日											119.3万 ○ 4月1日	120.7万 ● 4月1日
神奈川県	145万 ● 12月1日																																	

※は地域手当の引き上げに伴う給料月額の減額改定 ☆は地域手当の廃止に伴う給料月額の増額改定

政令指定都市等の面積・人口・世帯数・議員定数

都市名	面積(km2)	人口	世帯数	議員数 (条例定数)	議員1人当たり 人口	議員1人当たり 世帯数
札幌市	1,121.26	1,967,361	1,012,625	68	28,932	14,892
仙台市	786.35	1,094,779	556,886	55	19,905	10,125
新潟市	726.28	769,890	353,222	50	15,398	7,064
さいたま市	217.43	1,355,669	658,530	60	22,594	10,976
千葉市	271.78	987,843	484,246	50	19,757	9,685
川崎市	144.35	1,558,990	796,996	60	25,983	13,283
横浜市	438.01	3,771,335	1,839,285	86	43,853	21,387
相模原市	328.91	721,546	352,150	46	15,686	7,655
静岡市	1,411.83	666,553	306,882	48	13,887	6,393
浜松市	1,558.06	768,841	336,433	46	16,714	7,314
名古屋市	326.50	2,340,026	1,196,466	68	34,412	17,595
京都市	827.83	1,432,630	759,816	67	21,383	11,341
大阪市	225.33	2,817,015	1,595,360	81	34,778	19,696
堺市	149.83	803,161	377,316	48	16,733	7,861
神戸市	557.03	1,485,525	756,655	65	22,854	11,641
岡山市	789.95	692,969	344,374	46	15,065	7,486
広島市	906.69	1,173,892	569,216	54	21,739	10,541
北九州市	492.50	900,494	439,470	57	15,798	7,710
福岡市	343.47	1,672,003	906,060	62	26,968	14,614
熊本市	390.32	735,461	345,779	48	15,322	7,204

※面積、人口及び世帯数は、令和8年1月現在の各都市の公表数値

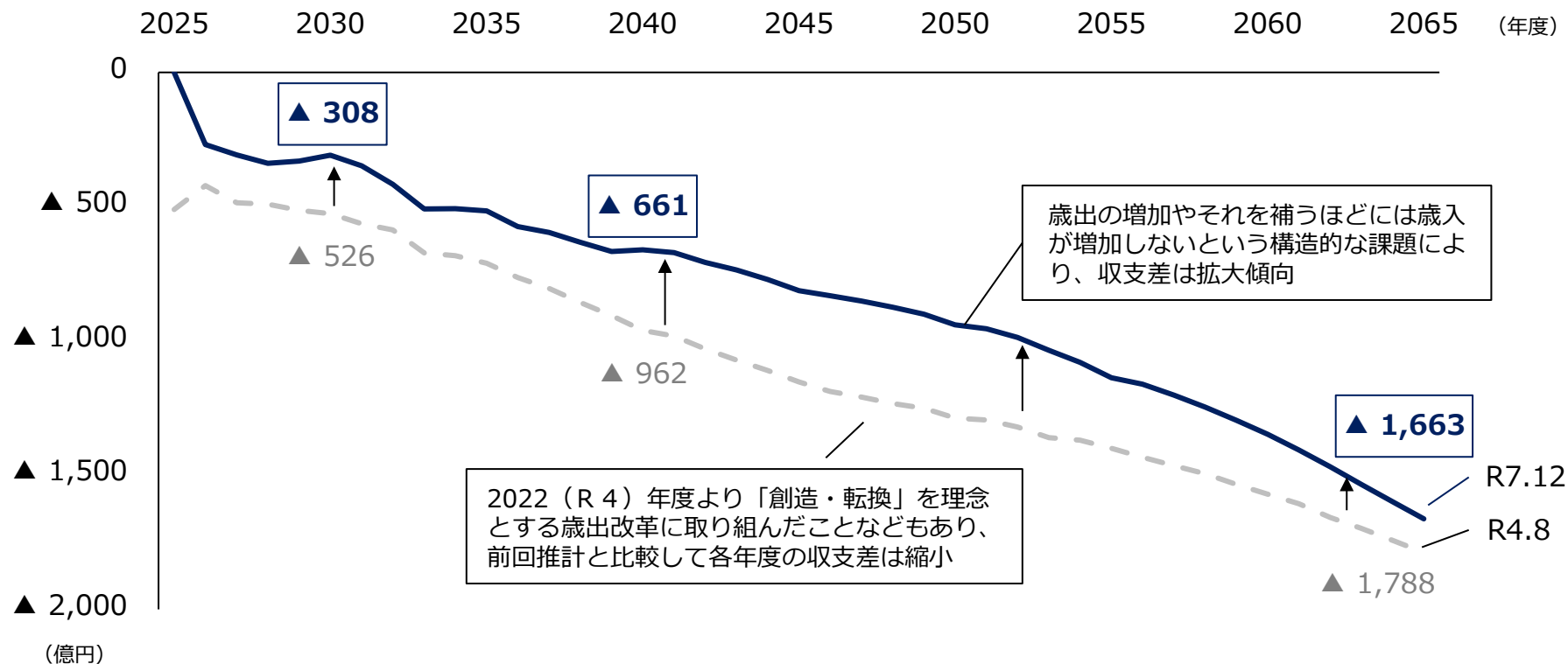
※議員数は令和7年4月1日現在の条例定数

5大都市の市税収入決算額

	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額
横浜市	8,863億円	8,937億円
名古屋市	6,175億円	6,358億円
京都市	3,201億円	3,243億円
大阪市	8,044億円	8,305億円
神戸市	3,211億円	3,244億円

2 推計結果 (3) 収支差

- 2022 (R4) 年度と比較して、各年度の収支差は縮小傾向。
- しかしながら、全国的な社会課題である人口減少に伴う税収の減少と少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加により、本市においても前回推計と同様に収支差は拡大傾向と推計。
- こうした全国の自治体が抱える構造的な収支差の拡大に対応し、本市では、将来にわたり、市民生活や活動を支える基礎的な行政サービスを提供し続けることができるよう、財政ビジョンに基づき、**持続可能な財政運営の実現に向けた取組を推進**



※2025 (R7) 年度については当初予算額を記載